

米子市上下水道局指定給水装置工事事業者

《指定事項変更の手続きについて》

- 提出書類の頭に※がある書類は、米子市上下水道局ホームページからダウンロードできます。

〈提出書類〉

法人

提出書類 届出内容	※ 指定 事項 変更 届出 書	※ 誓約 書	登記 事項 簿本 証明 書 又 は (発 行 から 3か 月以 内)	定 款 (直 場 近 合、 原 本 証 明 必 要)	位 置 図 及 び 外 観 等 写 真	※ 主 任 技 術 者 選 任・ 解 任 届 出 書	主 任 技 術 者 免 状 又 は 雇 主 関 係 証 明 書 類 の 写 し 及 び	※ 廃 止・ 休 止・ 再 開 届 出 書	提 出 期 限 等
名称変更	○	○	○	○	○				変更のあった日 または 廃止・休止した日から30日以内 (廃止の場合、指定事業者証返納)
代表者変更	○	○	○	○					
住所変更	○		○	○	○				
役員の就任・解任 及び改姓など	○	○	○						
廃止・休止								○	
再開								○	再開日から10日以内
主任技術者の選任						○	○		当該事項が発生した日から2週間以内
主任技術者の解任						○			

個人

提出書類 届出内容	※ 指 定 事 項 変 更 届 出 書	(住 民 票 本 籍 ・ 3 個 人 番 号 以 内 不 要)	位 置 図 及 び 外 観 等 写 真	※ 主 任 技 術 者 選 任・ 解 任 届 出 書	主 任 技 術 者 免 状 写 し 又 は	※ 廃 止・ 休 止・ 再 開 届 出 書	提 出 期 限 等	
代表者変更	廃止届を提出(指定事業者証返納)後、 新規申請を行う							
住所変更	○	○	○				変更のあった日 または廃止・休止した日から30日以内 (廃止の場合、指定事業者証返納)	
氏名変更(改姓など)	○	○						
廃止・休止						○		
再開						○	再開日から10日以内	
主任技術者の選任				○	○		当該事項が発生した日から2週間以内	
主任技術者の解任				○				

- 個人⇄法人の変更の場合は、廃止届提出後、新規指定申請を行う。
- 法人の組織変更、合併については、内容により届出方法が違います。問い合わせください。

〈申請場所〉

〒683-0008 米子市車尾南二丁目8-1 米子市上下水道局
給排水課 給水工事担当 電話 0859-32-6113